

第33回まちづくり市民会議（H28. 1. 14）における各部会の議論概要

第1部会・第4部会

【最高規範性】

- ・あくまで「基本」条例であるので、「最高規範」とする理由がない。草案の意図する考えとは別に「最高規範」という文言が一人歩きする恐れがある。そのような運用をされた時にその責任を市民会議がとれるのか。
- ・今までの話し合いから、市民の方が分かりやすい文言として「最高」という言葉を入れていた。まちを住みよくするための基本となる内容に変わりはないので、考えを残しつつ他の文言にしてはどうか。

→全体として、文言の修正の余地はある

【都市内分権】

- ・現に区長会が機能しており、各行政区を再編する必要性もなく、都市内分権を進める必要性を感じない。
⇒区長会が機能しているとのことだが、実際にはうまく機能しているとは言えない。
上越市を何度か視察したが、各地区の自治による発展があり、課題解決の手段として都市内分権は必要だと思う。
- ・地区に財源や権限を移譲するならば、不正支出や二重行政などへの対策が必要。
- ・どの自治体でも基本条例の制定後に職員の事務量が増えている。都市内分権により部署が増えたら余計に反映しづらくなるのでは？
⇒条例は市民の自立を促す面もあり、職員と市民の協力を促すもの。事務量の話が中心ではない。
⇒条例によって本当に市民が自立できるのか。
- ・都市内分権の例として上越市がよく挙がるが、会津若松市で真似をする必要はない。
- ・権限、財源の移譲についての具体例が見えない。北会津、河東には地域づくり委員会があるが、どういうものなのか議論の参考としたい。

→全体として、都市内分権の具体性が見えないため議論の方向が一致せず。

【その他】

- ・委員配布資料に市民会議の違法性が述べられており、事務局の見解が欲しい。場合によっては今までやってきたことの意味がなくなるのでは。
- ・基本条例によって何が変わるのか想定しているのか。他事例から雛型をとって作るのでは、本当に委員が作ったものとは言えない。「まちづくり市民会議」として、自信を持ってまちを良くする内容になっているか。
- ・雛型を模して草案を作った話や、政治的な意図があるとの話もあったが、そもそもまちを良くするための話し合いであることを忘れないで欲しい。

第2部会

【第3章まちづくりの主体の権利・責任について】

■市民の権利、役割、責任について

○「青少年」の範囲

- ・青少年という表現では幅が広い。

→小学生以上を念頭としながら、選挙年齢18歳、少年法20歳等を考慮

⇨草案では「年齢に応じた参加」としており、年齢範囲を固めなくてもいいのでは。

○「事業者」の捉え方

- ・「従業員」に替わる文言を検討

⇨従業員にもまちづくりに参加してほしい。それを事業所としてもプッシュしてほしいという思いがもとにあるため、従業員を削除するのはどうなのか。

- ・「市政」に替えて「地域活動」という文言だと参加、参画するハードルが下がり身近に感じられるのでは。

⇨「地域活動」だと今までと変わらない。もっと関わっていかないといけないというメッセージ性が薄くなる。

また、条例草案中の市民の参加、参画の対象が「地域活動」に置き換わると条例の趣旨が狭められたものになる。

→「市政や地域活動」という文言に改めてはどうか。

■議会・議員の役割等

- ・議会基本条例に規定していることを尊重する旨を入れる必要がある。

第3部会

【都市内分権・住民投票】

- ・都市内分権、住民投票については一般的にマイナスイメージがある。条例に規定した場合、さらに詳細を定め実施しなくてはならなくなる。

→マイナス意見に対して必要性を明言できるだけの材料がない。

→規定することが問題ならば入れない方がいい。

⇨規定して市民会議として必要という意味を示すことが必要では。

- ・都市内分権、住民投票ともに、具体的内容が定まっていないうちで条例に規定しようとするのはだめなのでは。市民の方々にそうした制度がある旨をアナウンスしていくことは必要ではあるが。

- ・住民投票については議論が尽くされておらず、規定できる状態にないのでは。

【その他】

- ・自治基本条例は「理念」のようなもの。具体的な施策等については「総合計画」で詳細を定めるという棲み分け。

以上